

## ペットは家族の一員

# 飼い主はマナーを守って

人の心を癒し、心を豊かにするペット。その一方で動物の無責任な飼い方による近隣などとのトラブルや苦情が後を絶ちません。愛情と責任をもって他人に迷惑をかけない飼い方をする必要があります。人とペットが共に快適に暮らせるまちを目指しましょう。

## 犬の登録と狂犬病予防注射

登録(一生に1回)と毎年1回の狂犬病予防注射を行い、鑑札・注射済票の交付を受ける必要があります。転入や譲渡などで市外に登録がある犬を飼う場合は、登録変更の手続きをしましょう。

## 犬の放し飼いはしない

犬の放し飼いは禁止されています。人への危害や農作物の被害の

最期まで面倒を見ましょう

原因となりますので、絶対にしないでください。

## 犬の散歩は引き綱を付け ふんは持ち帰って

犬を散歩させるときは引き綱を短く持ち、犬の急な動きを制御できる人が行いましょう。排せつ物やブラッシングで抜けた毛は、飼い主の責任で必ず持ち帰りましょう。また、犬が人をかんだとき(こう傷事故)は、飼い主が保健所に届け出なければなりません。

## 猫は室内で飼う

ふん尿害など、他人への迷惑を防止できるだけでなく、病気や交通事故などの危険から猫を守ることができます。

## 捨て犬・捨て猫は禁止

ペットは家族の一員です。決して

捨ててはいけません。

捨て犬・捨て猫は県動物愛護センター(富里市)に保護されても、新しい飼い主が見つからない場合、最終的には処分されてしまいます。犬や猫を飼えなくなったときは、まず次の飼い主を探してください。

次の飼い主が見つからない場合でも絶対に捨てずに、印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所、県動物愛護センターへ相談してください。動物を捨てると、「動物の愛護及び管理に関する法律」により、100万円以下の罰金が科されます。

県動物愛護センターでは、殺処分を少しでも減らすため、犬や猫の譲渡会を実施しています。

犬や猫を飼いたいと思っている人は、譲渡会に参加し、収容された犬や猫の新しい飼い主になりませんか。あなたの行動が一つの命

を救います。

## 危険な動物の飼育は 許可を受けて

猿・蛇・ワニなどは、危険な動物に指定されています。これらの動物を飼育する場合は、あらかじめ保健所長の許可が必要です。

また、動物が逃げ出すことのないように、飼育ケースなど施設の管理には十分注意してください。逃げた場合には、直ちに保健所・警察へ通報してください。

## 相談・手続きの窓口

○犬の登録に関する手続き：市環境衛生課(市役所2階 ☎20・1531)

○こう傷事故の届け出・危険な動物の飼育許可：印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所 ☎26・7231

○犬・猫の飼い主探しの相談・譲渡会：県動物愛護センター ☎93・5711、印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所  
○ペットに関する各種相談：県動物保護管理協会 ☎043・214・7814、印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所

※くわしくは各問い合わせ先へ。

## 動物の愛護・ 管理に関する条例

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例が4月1日に施行されました。飼い主などへは次のような規制が設けられました。

○犬・猫を合わせて10頭以上飼う場合は、保健所への届け出を行う

○特定動物(ニホンザル・イヌワシ・ワニガメなど)が逃げたときは保健所へ通報する。また、人に危害を加えたときは、保健所への届け出を行う

○犬が人をかんだ場合は、保健所への届け出と、犬が狂犬病にかかっていないか確認するために獣医師の検診を受ける

届け出をしない場合や検診を受けさせない場合は、過料・罰金を科せられることがあります。

※くわしくは印旛健康福祉センター(印旛保健所)成田支所 ☎26・7231へ。